

令和 8 年度

船橋市公民館  
自動販売機設置事業者公募要項

令和 8 年 1 月  
船橋市 西部公民館

# 令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募要項（郵便による一般競争入札）

## 公募の概要

「飲料等（清涼飲料水等）の自動販売機」（以下「自動販売機」という。）の設置・運営を目的とする市有財産の貸付の相手方（設置事業者）を公募（貸付料を競う、一般競争入札）により募集します。

## I 貸付物件等

### 1) 貸付物件の表記

物件番号	施設名	設置場所	販売品目等	台数	担当	備考
1	飯山満公民館	公民館入口 風除室脇	缶、ペットボトル等密閉容器（一般的な清涼飲料水等）	1台	船橋市東部公民館 TEL：047-477-7171	
2	法典公民館	2階ロビー	缶、ペットボトル等密閉容器（一般的な清涼飲料水等）	1台	船橋市西部公民館 TEL：047-333-5415	
3	葛飾公民館	2階風除室		1台		
4	松が丘公民館	公民館駐車場側 玄関風除室	缶、ペットボトル等密閉容器（一般的な清涼飲料水等）	1台	船橋市北部公民館 TEL：047-457-0433	
5	坪井公民館	公民館西側非常口横 (屋外)		1台		
6	高根台公民館	2階入口風除室	缶、ペットボトル等密閉容器（一般的な清涼飲料水等）	1台	船橋市高根台公民館 TEL：047-461-7061	
7	新高根公民館	公民館正面玄関脇 (屋外)		1台		

◎飲料の自動販売機設置場所には別途、使用済み容器回収ボックス（W500×D500×H1000程度）を設置していただきます。なお、設置場所については、22ページからの物件個別明細書を参照してください。

◎施設を訪問する場合はあらかじめ、22ページからの物件個別明細書に記載の担当者へご連絡ください。

### 2) 貸付期間

- ・令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（物件番号2、5～7）
- ・令和8年4月1日から令和9年5月31日まで（物件番号1、3）
- ・令和8年4月1日から令和10年5月31日まで（物件番号4）

※貸付期間満了時は、再度入札等により設置事業者を選定することとなりますので更新はありません。

※契約期間の満了日には、速やかに原状回復して、撤収していただくことになります。（なお、撤収日は各施設管理者との協議の上、決定するものとします。）

### 3) 貸付用途及び販売品目等

貸付用途：自動販売機の設置

販売品目等：設置する施設場所により販売品目を設定しています。

※用途及び販売品目等の詳細は、物件個別明細書を参照してください。

#### 4) 貸付料

- (1) 貸付は物件番号ごととし、貸付料は物件ごとに入札いただいた金額(年額)に、消費税相当分を加算した額を「年間の貸付料」とします。貸付期間が1年に満たない場合は、該当期間を日割り計算により貸付料を納付していただきます。
- なお、本市において、最低貸付料（公表はしません。）を設定します。最低貸付料を下回った入札は失格とします。
- ※貸付料の消費税相当分について、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率（毎年度4月1日の消費税率）により算定した額とします。ただし、法令等に別の定めがある場合はこれに従うものとします。
- (2) 貸付料は、各年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに各年度分を一括納付していただきます。

#### 5) 設置条件等

##### (1) 契約の締結

契約書は18ページ以降を参照、設置事業者は令和8年4月1日付けで契約を締結するものとします。

なお、本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付に該当し、民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

##### (2) 貸付料以外の設置事業者費用負担

###### ①光熱水費

電気料については、設置事業者が自らの負担で必ず電力使用量計測用子メーターを設置していただきます。これにより計測した使用量に基づき、貸付料とは別に市が3か月ごとに発行する納入通知書により市が指定する日までに納入していただきます。

また、電気料以外に費用が発生する場合は、実費を徴収します。

###### ②設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

##### (3) 設置する自動販売機

- ①本体規格については、原則として各物件個別明細書にしたがってください。ただし、寸法については、設置場所に収まらないときは別途市と協議してください。  
なお、任意としている物件についても、できる限りユニバーサルデザインの機種とするよう努めてください。
- ②自動販売機の設置にあたっては、**耐震対策（転倒防止措置）**を行ってください。その際にはできる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。
- ③物件については、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めてください。
- ④省エネルギー（ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット）の機種としてください。

⑤環境対策として、冷媒及び断熱材等にフロン・代替フロン（CFC、FC、HCFC、HFCなど）を使用していない機種としてください。

#### (4) 維持管理等について

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。
- ②飲料の自動販売機の設置に際しては、容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。
- ③賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理を徹底してください。
- ④販売する品目によっては、食品衛生法の適用を受け届出等が必要となりますので、法律を遵守してください。
- ⑤自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。
- ⑥自動販売機の販売品の売価は、物件個別明細書のとおりとしてください。
- ⑦販売品の搬入・使用済容器等の搬出等を行う時間・経路については、各施設長の指示に従ってください。
- ⑧自動販売機の売上額及び本（個）数については、月ごとに集計を行い3か月ごとに、第7号様式（15ページ）にて報告してください。
- ⑨電力供給不足等に起因する節電対策を取る必要が発生した場合には、ご協力ください。

#### (5) 災害時の対応について

- ①災害ベンダーが必須となっている物件については、船橋市災害対策本部設置時又は災害の発生により自動販売機を設置する施設に避難者等の受け入れがあったとき、船橋市職員が操作して販売商品を無償で提供できる機能へ切り替えることが可能な機種としてください。
- ②災害ベンダーが必須となっている物件については、災害発生時に電気が供給されない状況であっても、48時間程度使用（対応）できる機種としてください。

#### (6) 禁止事項

- ①貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ②貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ③本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ④酒類の販売は一切行うことはできません。

#### (7) 貸付の取消及び変更

本市が貸付物件を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付の条件に違反する行為等があると認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除、又は変更することがあります。

#### (8) 貸付料の返還

本市が貸付物件を公用若しくは公共用に供するため契約を解除する場合には、既納の貸付料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還します。  
なお、設置事業者が貸付条件に違反するなど設置事業者の責に帰すべき理由による契約解除や設置事業者の自己都合による契約解除の場合は、既納の貸付料は返還しません。

(9) 設置事業者の自己都合による契約解除及び違約金

設置事業者は、契約期間中に自己都合により、契約を解除する場合には、貸付料とは別に貸付料3か月分相当額の違約金を市にお支払いいただきます。

なお、この場合、契約解除日より3年以内に公告される同一物件への公募入札に参加できません。

(10) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は貸付契約が解除されたときは、速やかに原状回復していただきます。なお、設置事業者は原状回復にかかった費用及び補償を本市に請求することはできません。

## II 応募要件等

1) 応募要件

(1) 募集件数

ア 募集件数は7件です。

(2) 基本的要件

ア 自動販売機設置・運営に意欲ある者であること。

イ 官公署において、直近2年間に自動販売機設置の運営実績がある者であること。

ウ 本市と本公募の同一物件にかかる過去の契約において、自己都合により契約解除をした設置事業者でない者であること。

(3) 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 国税及び船橋市税を滞納している者

ウ 船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当する者

エ 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例4号）第23条に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）に基づき、申込者（契約者）が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

(4) 入札保証金、契約保証金

今回の入札にかかる入札保証金及び契約保証金は、免除いたします。

ただし、落札業者と決定した者が、正当な理由なく期限までに本貸付契約を締結しない場合には、貸付期間分の貸付料に対して100分の5に相当する額を違約金として市へ支払うものとします。

## 2) 応募申し込み

### (1) 応募申込書等の配布期間及び配布方法（入札告示期間）

配布期間（入札告示期間）	配布方法
令和8年1月8日（木）から	市のホームページからダウンロード
令和8年1月22日（木）まで	

### (2) 入札参加登録申請

登録申請期間	登録申請の方法等
令和8年1月8日（木）から 令和8年1月22日（木）まで	公募要項6ページの「(5) 提出書類」①～⑩までの該当する書類を令和8年1月22日（木）までに <u>西部公民館に持参もしくは郵送（提出期限必着）にて提出</u> してください。登録申請後、書類審査をして、本市より「入札参加登録決定（否決）通知」を関係書類と共に返送いたします。 ※郵送する場合は西部公民館まで必ず電話連絡してください。 TEL：047-333-5415

### (3) 質疑応答

質問期間及び質問方法	回答方法
令和8年1月8日（木）から 令和8年1月15日（木）午後1時まで 質問は、「第1号様式」を使用して、 <u>E-mail又はFAXで問い合わせください。</u> E-mail: k-seibu@city.funabashi.lg.jp FAX：047-333-5416 ※E-mail又はFAXを送付後は、西部公民館まで必ず電話連絡してください。 TEL：047-333-5415	市のホームページにて回答いたします。 回答（予定）：令和8年1月20日（火）

### (4) 入札書提出

提出期間	提出方法
令和8年1月29日（木）から 令和8年2月12日（木）まで	提出は郵送のみで、本市から送付した「 <u>入札書</u> 」及び「 <u>返信用封筒</u> 」を必ず使用して、 <u>簡易書留郵便（必須）</u> により、 <u>令和8年2月12日（木）必着</u> とします。 ※詳細は6ページの「(6) 入札書の提出」を参照

(5) 提出書類

	提出時期	提出書類	法人	個人
①	参加登録 申請時	入札参加申込書（第2号様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②		誓約書（第3号様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③		委任状（第4号様式）※支店長等に委任する場合のみ必要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④		登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	<input type="radio"/>	
⑤		身分証明書（本籍地で発行）		<input type="radio"/>
⑥		印鑑証明書（発行日から3か月以内の原本）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦		納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧		市税納付確認書（事業所等の所在が市内・市外問わず提出）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨		官公署における直近2年間の自動販売機設置の実績に関する書類（書式は任意、A4で作成）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩		切手を貼付した返信用封筒（角2）またはレターパック <u>※切手を貼付した封筒を使用される場合は応募する件数を考慮し、郵便料の不足が無いようお願いします。</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪	入札時提出	入札書（第5号様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑫	落札した時	設置予定の自動販売機カタログ（機能等が分かるもの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑬		販売を予定する商品一覧（書式は任意、A4で作成）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注意

※①から⑩までの該当する書類を、令和8年1月8日（木）から令和8年1月22日（木）までに、各一部を西部公民館に持参もしくは郵送（提出期限必着）にて提出してください。

郵送する場合は西部公民館まで必ず電話連絡してください。TEL：047-333-5415

※委任状を提出した場合は、入札書（第5号様式）を応募者又は代理人が提出することとなります。  
(その他の書類は代理人での提出はできません。)

※提出された①から⑩までの書類を審査して、入札参加登録をします。登録決定された事業者には、入札参加決定通知書と共に、入札参加申込書（第2号様式）に書かれている、「応募予定件数」分の「入札書」と「返信用封筒」を送付いたします。

※提出していただいた書類の訂正はできません。提出書類に漏れ、不備がある場合、又は資格要件がない事業者は、入札参加登録ができず、入札には参加できません。十分確認のうえ提出してください。  
また、提出した書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

(6) 入札書の提出

入札書の提出は、本市から送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用してください。他のものを使用した場合は、失格といたします。

入札書の記載については、公募要項13ページの記載例でご確認ください。また、入札書は、本市が送付した「返信用封筒」を使用し、応募物件ごとに封筒に入れ糊付け封入し、封筒裏面の応募する物件欄に「○」を付け、応募者名を必ず記入して簡易書留郵便で郵送してください。

入札書及び返信用封筒に記載漏れがあった場合、また簡易書留郵便以外で郵送された場合は、失格

といたします。

令和8年2月12日（木）必着（簡易書留郵便）でお願いします。（その後に到着した分は、無効とします。）

※落札が決定された事業者には、(5)提出書類の⑫及び⑬（設置予定の自動販売機及び販売予定の商品一覧のカタログ等）を、落札決定後速やかにご提出いただきます。

### 3) 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については次のとおりです。

#### (1) 入札書の開札

開 札 下記日時及び場所で応募いただいた「入札書」を開札します。

立ち会い 応募者の中から立会人を2者にお願いいたします。

急きよ立ち会えなくなった時には、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

傍 聴 傍聴は自由です。

なお、定刻（午前10時00分）以降の入室はできません。

比 較 入札書を開札し、最低貸付料以上で最高金額を提示した者が設置事業者となります。ただし、同価格の応募者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって設置事業者を定めます。くじ引きは、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員が行います。

その 他 入札書提出後には、書換、引換、撤回をすることはできません。

#### 入札書の比較日時

令和8年2月19日（木）午前10時00分～

会場 船橋市西部公民館 2階 第2集会室

#### (2) 入札結果の通知

入札結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、市のホームページに掲載します。

#### (3) 入札書の無効

以下に該当する入札書は無効とします。

- ① 参加資格のない者が提出した入札書
- ② 同一物件に対して、同一人が提出した2以上の入札書
- ③ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書
- ④ 價格金額の訂正された入札書
- ⑤ 記名押印（署名捺印）のない入札書
- ⑥ 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- ⑦ 全ての事項が記載されていない入札書
- ⑧ 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書

## ～応募から契約までの流れ～

### 応募要件等の確認

貸付物件、応募要件を公募要項で確認ください。

### 質疑応答

質問期間は、令和8年1月8日から令和8年1月15日午後1時までとし、質問に対する回答は、令和8年1月20日（予定）に市ホームページに掲載します。

質問は、E-mail 又はFAXで問い合わせください。

Email:k-seibu@city.funabashi.lg.jp

FAX：047-333-5416

### 入札参加登録申請

令和8年1月22日までに、公募要項6ページの必要書類を西部公民館に持参もしくは郵送（提出期限必着）にて提出してください。郵送する場合は西部公民館まで必ず電話連絡してください。

TEL：047-333-5415

### 入札参加登録決定（否決）通知書

本市から、登録された事業所へは入札参加決定通知書と共に「入札書」、「返信用封筒」を送付します。

### 入札書の提出

本市から郵送する、「入札書」及び「返信用封筒」を利用して、応募物件ごとに封筒に入れ、封筒に所定の裏書きをして、令和8年1月29日から令和8年2月12日（必着）までに簡易書留郵便で郵送してください。

### 入札書の比較

比較日時は、令和8年2月19日午前10時00分より、順次行います。入札書により、市が設定した最低貸付料以上で、一番高い賃料を提示した事業者を決定します。

### 設置の協議

設置することが決まった事業者は、設置する自動販売機等について協議していただきます。また、公募要項6ページにある提出書類⑫及び⑬をご提出いただきます。

### 契約・賃料の支払い

令和8年4月1日付けで、本市と設置事業者は、市有財産一時貸付契約書を取り交わします。

具体的な設置スケジュールについては施設管理者と協議の上、決定します。

市が発行する納入通知書により指定する期日までに、貸付料をお支払いいただきます。

# 質問書

第1号様式

令和 年 月 日

船橋市長あて

件名：令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募について

## 【質問内容】

住 所 \_\_\_\_\_

氏名または名称

代表者 氏名 \_\_\_\_\_

印鑑は省略

<事務担当者>

所属部署

氏 名

電 話

FAX

## 入札参加申込書

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

船橋市長あて

「令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募について」の各条項を承知の上、応募を申込みいたします。

## &lt;応募者&gt;

住所または所在地 \_\_\_\_\_

氏名または名称 \_\_\_\_\_

代表者 氏名 \_\_\_\_\_ 

印鑑登録している印

## &lt;事務担当者&gt;

所属部署 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

応募予定件数	件
--------	---

※ 応募を予定する件数をご記入ください。書類審査後、入札参加登録が決定された事業者は、入札に使用する「入札書」と「返信用封筒」を件数分送付いたします。他のものを使用することはできません。

今回は、あくまでも応募予定件数ですので、必ずこの件数をこの後、応募しなければいけないということではありませんので、ご注意ください。

同封する他の書類をご確認（チェック）ください。（※要項6ページを確認願います。）

- 誓約書
- 委任状（支店長等に委任する場合のみ必要）
- 登記事項証明書（法人）  又は、身分証明書（個人）
- 印鑑証明書
- 納税証明書（国税）
- 市税納付確認書
- 自動販売機設置の実績に関する書類
- 返信用の封筒（切手貼付）又は、レターパック

## 誓 約 書

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

氏名または名称

代表者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

印鑑登録している印

件 名 令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募

- 1 上記の公募に対し、連合等により公募の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。
- 2 船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当する者及び千葉県暴力団排除条例（平成23年条例4号）第23条に違反している事実がある者でないことを誓約します。
- 3 上記公募の、Ⅱ応募要件等の1)応募要件の(2)基本的要件、及び(3)資格制限の内容をすべて満たしていることを誓約します。
- 4 前三項目の誓約に反することが明らかになった場合に、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。

# 委任状

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称

代表者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

印鑑登録している印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

住 所 \_\_\_\_\_

受任者 商号又は名称

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

記

## 委任事項

令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募に係る

- (1) 入札に関する一切の権限
- (2) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (3) 契約代金の支払いに関する一切の権限
- (4) その他前各号に付帯する一切の権限

※ この委任状を提出することで、入札及び契約については、応募者又は受任者の氏名及び印で行うこととなります。

## 入札書

令和8年2月19日  
(開札日)

船橋市長 あて

件名 令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募

応募物件 応募する物件の「応募物件」欄に1物件だけ「○」を付けてください。

応募 物件 番号	物 件 番 号	施設名	設置場所	販売品目等	台数	備考
	1	飯山満公民館	公民館入口 玄関		1台	
○	2	法	入札書は記載例のみを掲載します。入札書は、入札参加登録がされた事業所に後日、送付いたします。記載漏れがある入札書は、無効となります。			
	3	葛	入札書は、応募物件ごとに作成し、1物件ずつ封筒に封入し、封筒裏面の応募する物件欄に「○」を付け、応募者名を記入してください。			
	4	松				
	5	坪				
	6	高根台公民館	2階入口廊下		1台	
	7	新高根公民館	公民館正面玄関脇 (屋外)		1台	

上記で応募する物件の1年間の賃料額を記入してください。

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

金額 (年額)		十億			百万 円	1	0	0	0	0	円
------------	--	----	--	--	---------	---	---	---	---	---	---

令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募要項の内容を承知の上、賃料を入札します。

上記応募物件を、賃料 10万円(1年間の賃料:年額)で借りる場合で、実際に支払う賃料は、令和8年度の場合、消費税相当額を加え 11万円となります。

住 所 千葉市〇〇区〇〇町1-2-3  
 氏名または名称 △自動販売機株式会社  
 代表者職氏名 代表取締役 三角 丸男  
 (委任状を提出した場合のみ代理人氏名+印で可能)

印

印鑑登録している印

代表取締役等事業者の代表者で申し込む場合は、印鑑登録の印を、委任状を提出した場合は、応募者又は受任者の氏名と印鑑を押印ください。(例)自動販売機株式会社 〇〇支店長 四角 太郎印—委任状の代理人の氏名+印

# 入札辞退届

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住所 \_\_\_\_\_

氏名または名称

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

印鑑登録している印

件名 令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募

辞退物件 下記について、都合により入札（見積）を辞退します。

辞退物件 辞退する物件の「応募物件」欄に「○」を付けてください。

応募 物件	物件 番号	施設名	設置場所	販売品目等	台数	備考
	1	飯山満公民館	公民館入口 風除室脇	カン、ペットボトル等密 閉容器(一般的な 清涼飲料水等)	1台	
	2	法典公民館	2階ロビー		1台	
	3	葛飾公民館	2階風除室		1台	
	4	松が丘公民館	公民館駐車場側 玄関風除室		1台	
	5	坪井公民館	公民館西側非常口横 (屋外)		1台	
	6	高根台公民館	2階入口風除室		1台	
	7	新高根公民館	公民館正面玄関脇 (屋外)		1台	

注意 この届は、入札執行前までに、必ず西部公民館に直接持参もしくは郵送にて提出してください。(郵送の場合は事前に電話連絡してください。)

TEL:047-333-5415

## 自動販売機売上報告書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

設置事業者名 \_\_\_\_\_

① 設置場所 \_\_\_\_\_

② 売上額及び本(個)数

	売上本(個)数	売上金額
年月分	本(個)	円
年月分	本(個)	円
年月分	本(個)	円
合計	本(個)	円

サービス所管課 チェック欄	<input type="checkbox"/> 本人確認済
------------------	--------------------------------

船橋市長あて

提出日：令和 年 月 日

# 市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市 税 納 付 確 認 同 意 記 入 欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに  <input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
--------------------------	---

※代理人が来庁する場合は、申請者欄・委任欄とともに記入してください（個人の場合は自署）。

申請者欄	申請者	住所（所在地）			
	氏名・名称（カナ）				
	氏名・名称	<span style="float: right;">印</span>			
	生年月日（法人は不要）	明・大・昭・平・令	年	月	日
委任欄	代理人 (窓口に来られる方)	住所			
	氏名				
上記の者を代理人と定め、 市税納付確認に関する事 項について委任します。	委任者（申 請者）氏名・ 名称				
使用目的	船橋市（令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募）申請に伴 う納税確認のため 提出先部署名：（西部公民館）				

(市記入欄) ※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード							
税目、本人確認書類チェック欄				税務課確認欄			
船橋市税全税目	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> □マイナンバーカード <input type="checkbox"/> □運転免許証 <input type="checkbox"/> □その他 ( )			滞納なし (日付入確認印)			
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)				(確認日記入)			

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日から3か月間とします。

市税納付確認書（記入例）

船橋

レ

内部照会に同意する場合、市税納付確認書は、各サービス所管課にご提出ください。

同意しない場合、税務課に持参し、納税確認をしてください。

同意記入欄

サービス所管課  
チェック欄

□本人確認済

提出日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

市税納付確認書

する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

同意します  同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記入の上、《西部公民館》に提出してください。

同意しない場合、以下の申請者欄をご記入の上、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《西部公民館》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。確認にお時間を要する場合がありますので予めご承知おきください。

※代理人が来庁する場合は、申請者欄・委任欄ともに記入してください（個人の場合は自署）。

※申請者が法人で代理人が来庁する場合は、委任欄を記入してください。

申請者欄	申請者	住所（所在地）	千葉県船橋市漆町2丁目10番25号		
	内部照会に同意するか、申請者本人が来庁する場合は、申請者欄のみ記載してください。	・名称（カナ） ・名称	フナバシ タロウ 船橋 太郎	・個人の場合で、自署するときは押印不要です。 ・申請者が法人である場合は、法人の代表者印を押印してください。	印
	月日（法人は不要）		明・大・昭 平・令	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
委任欄	代理人 (窓口に来られる方)	住所	千葉県船橋市漆町2丁目10番25号		
		氏名	船橋 愛子	・窓口来庁者が代理人の場合は委任欄を記入してください。 ・申請者が個人の場合は、委任者（申請者）が自筆してください。	
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名・名称	船橋 太郎		
使用目的	船橋市（令和8年度船橋市公民館自動販売機設置事業者公募）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（西部公民館）				

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

以下は税務課の記入欄なので、記載しないでください。

船橋市税全税目	住民（法人）	税目、本人確認書類			税務課確認欄
	本人確認書類				
□マイナンバーカード □運転免許証 □その他（ ）				滞納なし (日付入確認印)	
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)				(確認日記入)	

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日から3か月間といたします。

## 自動販売機の設置に係る市有財産一時貸付契約書（例 消費税課税）

船橋市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により市有財産の一時貸付契約を締結する。

### （貸付物件）

第1条 甲は、次の物件を乙に貸し付ける。

船橋市○町○丁目○番○号

船橋市○○施設

○階 ○○前 (別紙図面)

### （使用目的）

第2条 乙は、貸付物件を令和8年度船橋市公共施設等自動販売機設置事業者公募要項（以下「公募要項」という。）の物件個別明細書記載の販売品目である飲料（清涼飲料水等）の自動販売機の設置を目的として使用するものとする。

### （貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和〇年〇月〇日までとする。

### （貸付料）

第4条 貸付料は、年額円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

2 乙は、毎年度当初に甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、各年度分の貸付料を一括前納するものとする。

3 第1項の消費税及び地方消費税相当額は、毎年度4月1日の消費税率を適用するものとし、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

### （売上報告書の提出等）

第5条 乙は、本件貸付契約に係る自動販売機の売上状況を月ごとに取りまとめ3か月ごとに、甲に提出しなければならない。

なお、提出した売上状況の内、売上本数は更新契約の際に、甲が契約募集を行うときの基礎数値として、公表できるものとする。

### （光熱水費の実費徴収）

第6条 自動販売機にかかる電気料・水道料等の光熱水費については、乙は、3か月ごとに甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、光熱水費を支払わなければならない。

2 乙は、設置する自動販売機に電気使用量を計測するための子メーターを設置しなければならない。

3 電気料以外に発生する光熱水費の場合は、乙は、売上個数等から使用量を3か月ごとに甲に報告をしなければならない。

### （貸付料の遅延損害金）

第7条 乙は、第4条第2項にて指定した期日までに貸付料を納付しないときは、当該納入期限日の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に民法第404条に規定する法定利率を乗じて得た金額（100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときには、その端数金額又はその金額を徴収しない。）を遅延損害金として、甲の発行する納付書により、甲に納入しなければならない。

2 前項に規定する率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

### （契約不適合責任）

第8条 甲は、本件土地を現状有姿の状態で乙に貸付けるものとし、乙は、本契約締結後、本件土地が種類、品質、又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることが判明した場合でも、甲に対し履行の追

完の請求、賃料の減額、免除若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

(禁止事項)

第9条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を、第2条に規定する使用目的以外で使用すること。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(自動販売機設置の基準等)

第10条 乙は、自動販売機設置運営に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

ただし、自動販売機の設置及び回収ボックスの設置については、甲乙協議の上設定することができる。

(1) 自動販売機の設置

- ア 設置する自動販売機については、「ヒートポンプ」「ゾーンクーリング」「照明の自動点滅・減光」「学習省エネ」「真空断熱材採用」「ピークカット」を搭載した省エネルギーの機種とすること。
- イ ノンフロン対応の機種とすること。(ただし、カップ式自動販売機、紙パック自動販売機については、「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）」を認める。)
- ウ ユニバーサルデザインの機種を設置すること。

エ 床面及び壁面への直接のボルト止めをしないなど施設の躯体に負担のかからない方法により設置すること。

ユニバーサルデザインの機種を設置しない場合、

オ 転倒防止措置を施すこと。

第10条第1項ウについては記載しないものとします。

カ 設置する自動販売機には、故障時等の連絡先を必ず明記すること。

キ 屋外物件については、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(2) 回収ボックスの設置

飲料を販売する自動販売機については、飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、適切に分別回収・リサイクルを行うこと。

(3) 販売品について

ア 販売品については飲料で、酒類及びその類似品は販売しないこと。

イ 販売品の賞味期限に注意し、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

ウ 衛生管理については、関係法令を遵守すること。

エ 販売品の売価は、公募要項に記載した価格、又は甲乙協議し決定した価格とする。

(4) 自動販売機の管理

自動販売機の管理は、乙が自ら行うものとする。

(災害時の提供)

第11条 乙は、船橋市災害対策本部設置時又は災害の発生により当該施設に避難者等の受け入れがあった時(以下「災害時」という。)、自動販売機内の在庫を無償提供する。

2 災害時に甲が自動販売機を操作し、無償提供機能を使用する。

3 乙は、前条の無償提供機能の使用を可能とするため、甲に対し自動販売機の操作に必要な物品(以下「操作用具」という。)を貸与する。

4 甲は、無償提供機能を使用した場合は、乙にこれを報告する。

(使用状況の実地調査等)

第12条 甲は、次の各号に該当する事由が生じたときは、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の

報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第9条に定める事項又は第10条に定める基準に違反したとき。
- (2) その他甲が必要とするとき。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本件契約に定める義務を履行しないとき、又は、入札時に提出した誓約書に偽りがあったときには、本契約を解除することができる。

2 甲は、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本件契約を解除することができる。

3 乙は、契約期間中に自己都合により、契約を解除する場合には、貸付料とは別に貸付料3か月分相当額の違約金を甲に支払わなければならない。

(貸付料の返還)

第14条 第13条第1項又は第3項により本件契約が解除した場合には、既納の貸付料の返還はないものとする。

ただし、甲が、第13条第2項の規定により本件契約を解除した場合には、既に納付された貸付料のうち、未経過期間分を日割り計算により、乙に貸付料を返還するものとする。

(貸付物件の返還)

第15条 乙は、第3条に定める貸付期間が満了したとき又は第13条の規定により契約を解除されたときは、直ちに貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、第13条第2項の規定により甲が本件契約を解除した場合において、乙に損害が発生したときは、甲にその補償を請求できるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第13条第1項、同条第3項の規定により本件契約を解除された場合において、本件貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があつても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(遵守事項)

第20条 乙は、この契約に定めるもののほか甲発行の公募要項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第21条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 この契約に関して、訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 船橋市湊町2丁目10番25号  
船 橋 市  
船橋市長 松 戸 徹

乙

物件個別明細書（物件番号 1 ）

本物件の情報	
設置する施設	船橋市飯山満公民館
施設の所在地	船橋市飯山満町1丁目950番地3
設置場所	公民館入口風除室脇
施設内職員数	約 6人／日
利用者数	39,919人（令和6年度公民館利用者数） 8,421人（令和6年度公民館図書室貸出者数）
売り上げ実績	3,117本（令和6年度）
自動販売機寸法制限	1台 W1,200×D800×H1,900 以内
担当課及び担当者	東部公民館 村上 Tel047-477-7171

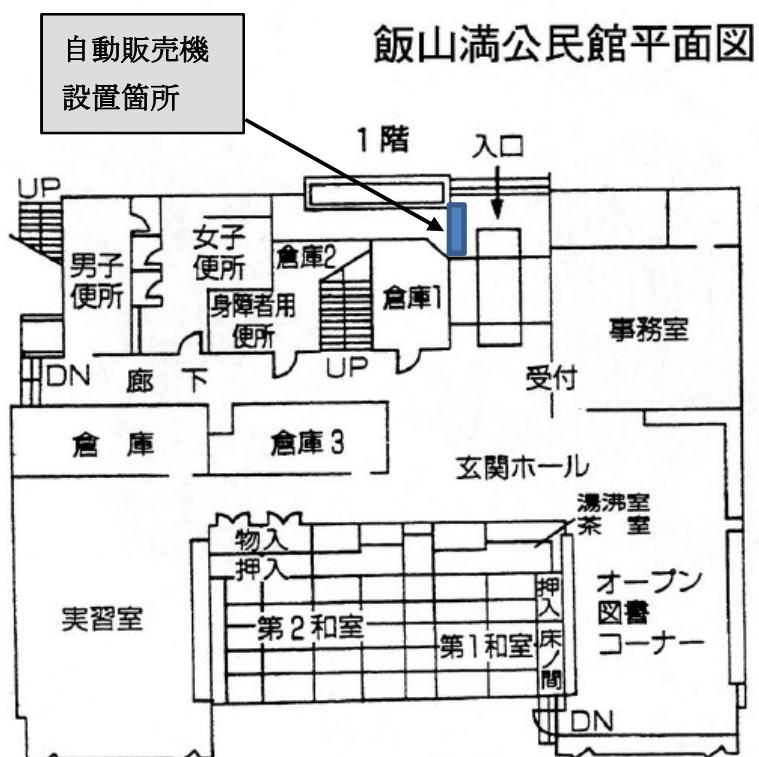
設置する自動販売機の情報

項目	設置条件
設置場所	屋内
省エネ・ノンフロンタイプ	必須
災害ベンダー	必須 ※本体正面にその旨の記載をすること
ユニバーサルデザイン	必須
販売種別	カン、ペットボトル等密閉容器
販売品目	一般的な清涼飲料水等
施設内の自動販売機の設置状況	無
販売価格	標準販売価格以下

その他特記事項：

- ・貸付期間：令和8年4月1日から令和9年5月31日まで
- ・当該施設は、飯山満公民館（図書室併設）の単独館です。
- ・キャッシュレス対応

設置場所フロア一図



物件個別明細書（物件番号 2 ）

本物件の情報	
設置する施設	船橋市法典公民館等複合施設
施設の所在地	船橋市藤原 7-3 3-7
設置場所	2階ロビー
施設内職員数	約 9 人／日
利用者数（公民館）	64,281 人（令和 6 年度公民館利用者数） 10,405 件（令和 6 年度出張所事務処理件数） 27,544 人（令和 6 年度公民館図書室貸出者数）
売り上げ実績	3,460 本（令和 6 年度）
自動販売機寸法制限	1 台 W1,200×D800×H1,900 以内
担当課及び担当者	西部公民館 大野 Tel047-333-5415

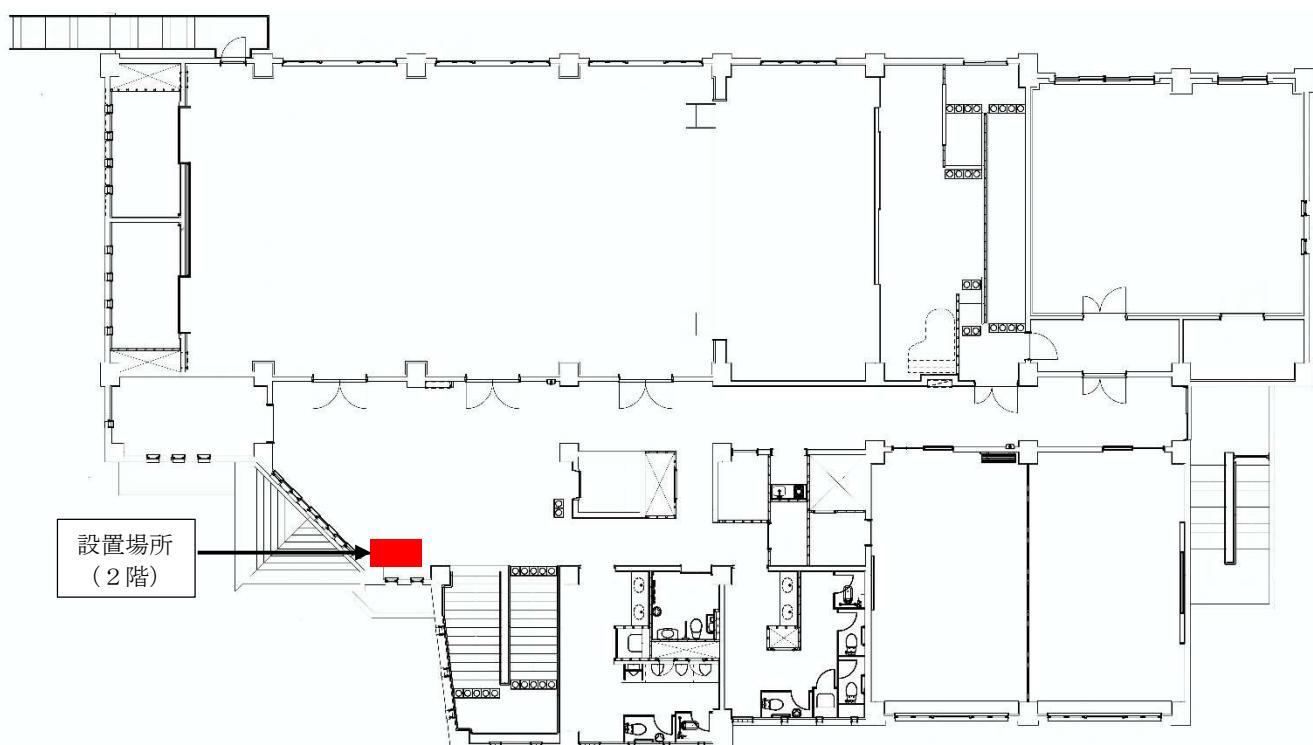
設置する自動販売機の情報

項目	設置条件
設置場所	屋内
省エネ・ノンフロンタイプ	必須
災害ベンダー	必須
ユニバーサルデザイン	必須
販売種別	カン、ペットボトル等密閉容器
販売品目	一般的な清涼飲料水等
施設内の自動販売機の設置状況	無
販売価格	標準販売価格以下

その他特記事項：

- ・貸付期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- ・当該施設は、法典公民館（図書室併設）、法典連絡所の複合施設です。

設置場所フロア一図



### 物件個別明細書（物件番号 3 ）

## 本物件の情報

設置物件の情報	
設置する施設	船橋市葛飾公民館
施設の所在地	船橋市西船 3-6-25-201
設置場所	2階風除室
施設内職員数	約4人／日
利用者数	56,572人（令和6年度）
売り上げ実績	5,394本（令和6年度・2台設置の合計本数） 2,340本（令和7年4月～9月・1台設置）
自動販売機寸法制限	1台 W1,200×D800×H1,900 以内
担当課及び担当者	西部公民館 大野 TEL047-333-5415

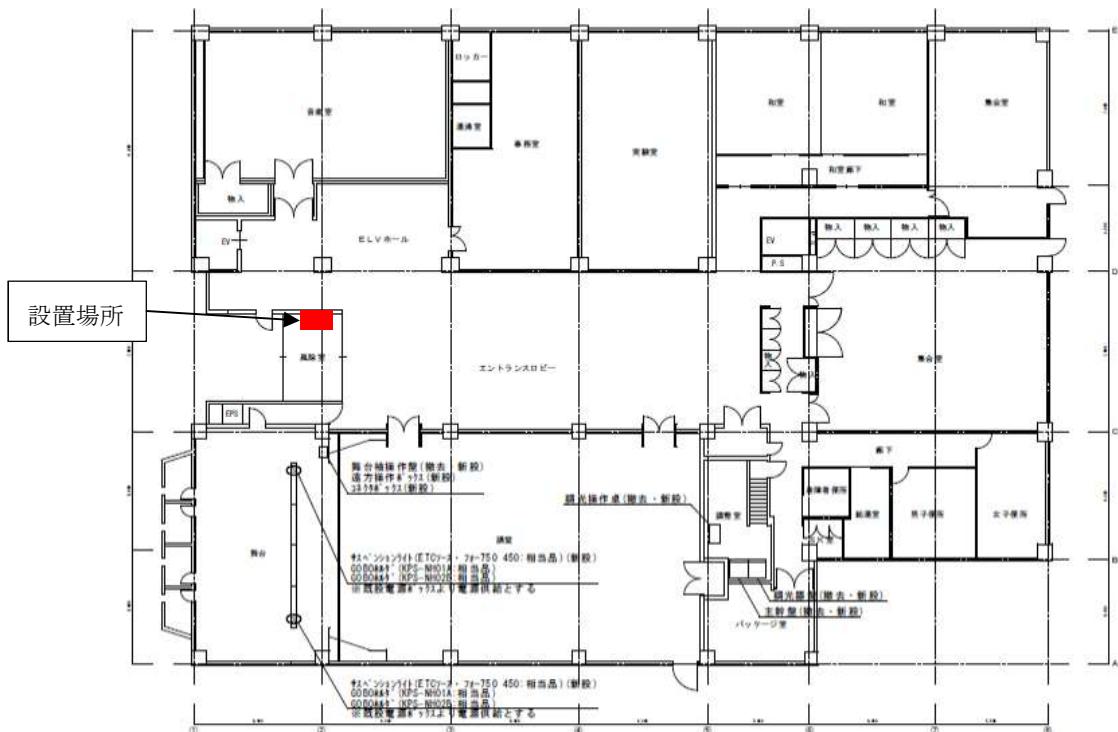
## 設置する自動販売機の情報

項目	設置条件
設置場所	屋内
省エネ・ノンフロンタイプ	必須
災害ベンダー	必須
ユニバーサルデザイン	必須
販売種別	カン、ペットボトル等密閉容器
販売品目	一般的な清涼飲料水等
施設内の自動販売機の設置状況	無
販売価格	標準販売価格以下

### その他特記事項：

- ・貸付期間：令和8年4月1日から令和9年5月31日まで
  - ・令和7年3月31日まで自動販売機を2台設置（現在は1台）。

## 設置場所フロアーリング



物件個別明細書（物件番号 4 ）

本物件の情報	
設置する施設	船橋市松が丘公民館
施設の所在地	船橋市松が丘 4 丁目 32 番 2 号
設置場所	公民館駐車場側玄関風除室
施設内職員数	約 10 人／日
利用者数	51,400 人（令和 6 年度公民館利用者数） 6,591 人（令和 6 年度公民館図書室貸出者数）
売り上げ実績	3,569 本（令和 6 年度）
自動販売機寸法制限	1 台 W1,300×D900×H1,900 以内
担当課及び担当者	北部公民館 鈴木 Tel047-457-0433

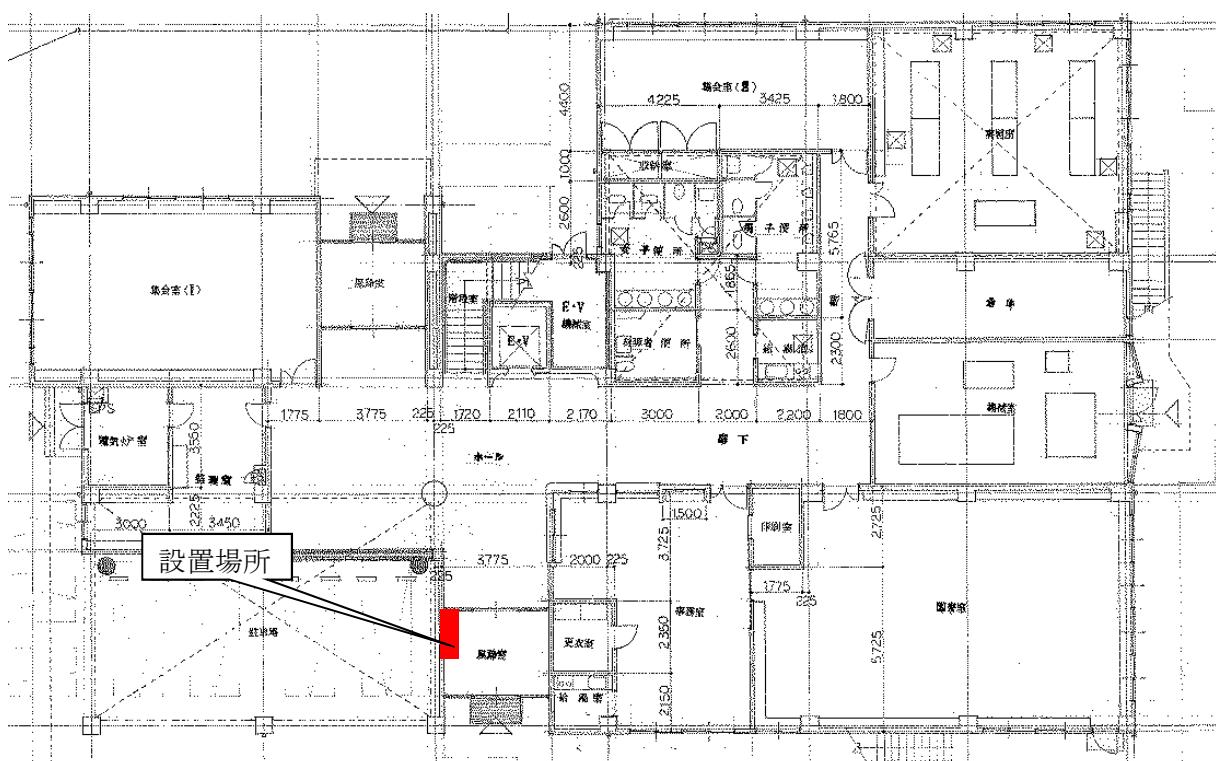
設置する自動販売機の情報

項目	設置条件
設置場所	屋内
省エネ・ノンフロンタイプ	必須
災害ベンダー	必須
ユニバーサルデザイン	必須
販売種別	カン、ペットボトル等密閉容器
販売品目	一般的な清涼飲料水
施設内の自動販売機の設置状況	無
販売価格	標準販売価格以下

その他特記事項：

- ・貸付期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで
- ・当該施設は、松が丘公民館（図書室併設）の単独館です。
- ・キャッシュレス対応

設置場所フロアーノート



## 物件個別明細書（物件番号 5 ）

本物件の情報	
設置する施設	船橋市坪井公民館
施設の所在地	船橋市坪井町 1371 番地
設置場所	公民館西側非常口横 (屋外)
施設内職員数	約 10 人／日
利用者数	58,023 人 (令和 6 年度公民館利用者数) 19,561 人 (令和 6 年度公民館図書室貸出者数)
売り上げ実績	2,201 本 (令和 6 年度)
自動販売機寸法制限	1 台 W1,200×D700×H1,900 以内
担当課及び担当者	北部公民館 鈴木 TEL047-457-0433

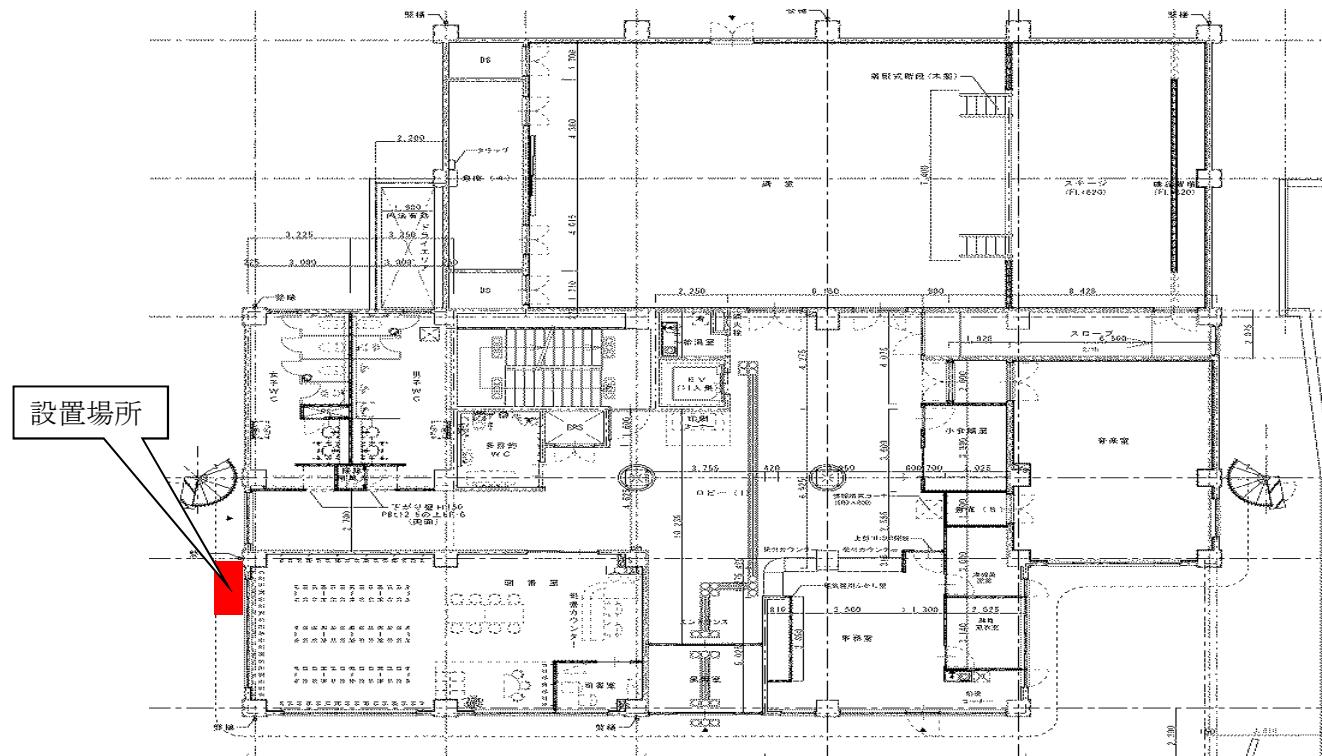
## 設置する自動販売機の情報

項目	設置条件
設置場所	屋外
省エネ・ノンフロンタイプ	必須
災害ベンダー	必須
ユニバーサルデザイン	任意
販売種別	カン、ペットボトル等密閉容器
販売品目	一般的な清涼飲料水
施設内の自動販売機の設置状況	無
販売価格	標準販売価格以下

### その他特記事項：

- ・貸付期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
  - ・当該施設は、坪井公民館（図書室併設）の単独館です。
  - ・キヤッショレス対応

## 設置場所フロア一図



物件個別明細書（物件番号 6 ）

本物件の情報	
設置する施設	船橋市高根台公民館等複合施設
施設の所在地	船橋市高根台 1-2-5
設置場所	2階入口風除室
施設内職員数	約 25 人／日
利用者数	96,604 人（令和 6 年度公民館利用者数） 46,800 人（令和 6 年度公民館図書室貸出者数） 519 人（令和 6 年度老人憩いの家利用者数） 74,075 件（令和 6 年度出張所事務処理件数）
売り上げ実績	2,173 本（令和 6 年度）
自動販売機寸法制限	1 台 W1,200×D800×H1,900 以内
担当課及び担当者	高根台公民館 岡本 Tel047-461-7061

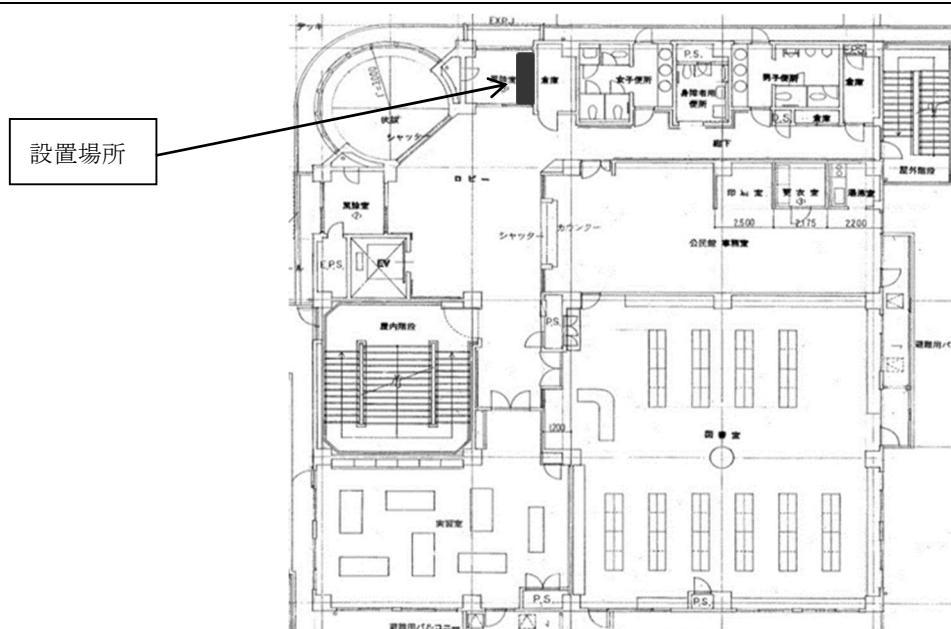
設置する自動販売機の情報

項目	設置条件
設置場所	屋内
省エネ・ノンフロンタイプ	必須
災害ベンダー	必須
ユニバーサルデザイン	必須
販売種別	カン、ペットボトル等密閉容器
販売品目	一般的な清涼飲料水等
施設内の自動販売機の設置状況	無
販売価格	標準販売価格以下

その他特記事項：

- ・貸付期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- ・当該施設は、高根台公民館（図書室併設）、高根台出張所、老人憩いの家の複合施設です。
- ・駐車場はありません。
- ・キャッシュレス対応。
- ・マイボトルに給水する水道直結型のウォーターサーバーを設置する予定があります。

設置場所フロア一図



物件個別明細書（物件番号 7 ）

本物件の情報	
設置する施設	船橋市新高根公民館等複合施設
施設の所在地	船橋市新高根 1-12-9
設置場所	公民館正面玄関脇（屋外）
施設内職員数	約 15 人／日
利用者数	41,893 人（令和 5 年度公民館利用者数） 8,990 人（令和 6 年度公民館利用者数）※ 15,068 人（令和 5 年度公民館図書室貸出者数） 3,450 人（令和 6 年度公民館図書室貸出者数）※ 41,889 人（令和 5 年度児童ホーム利用者数） 17,616 人（令和 6 年度児童ホーム利用者数）※ 121 人（令和 5 年度老人憩いの家利用者数） 61 人（令和 6 年度老人憩いの家利用者数）※
売り上げ実績	3,582 本（令和 5 年度） 2,133 本（令和 6 年度）※
自動販売機寸法制限	1 台 W1,200×D800×H1,900 以内
担当課及び担当者	高根台公民館 岡本 Tel047-461-7061

設置する自動販売機の情報

項目	設置条件
設置場所	屋外
省エネ・ノンフロンタイプ	必須
災害ベンダー	必須
ユニバーサルデザイン	任意
販売種別	カン、ペットボトル等密閉容器
販売品目	一般的な清涼飲料水等
施設内の自動販売機の設置状況	無
販売価格	標準販売価格以下

その他特記事項：

- ・貸付期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- ・当該施設は、新高根公民館（図書室併設）、新高根児童ホーム、老人憩いの家の複合施設です。
- ・キャッシュレス対応。

※令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月休館

設置場所フロア一図

